

平成 2 7 年 流 山 市 議 会 第 2 回 定 例 会 議 案

6 月 1 8 日 招 集
流 山 市

- 4 3 平成 2 7 年度流山市一般会計補正予算（第 1 号）
- 4 4 流山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 5 流山市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 6 工事請負契約の変更について（市民総合体育館建設工事）
- 4 7 流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 8 流山市福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 9 流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例及び流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 0 平成 2 7 年度流山市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 5 1 流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 2 市道路線の認定について
- 5 3 市道路線の廃止について

- 3 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 4 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 5 継続費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 6 繰越明許費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 7 事故繰越し繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 8 継続費繰越計算書について（公共下水道特別会計）
- 9 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道特別会計）
- 1 0 繰越計算書について（水道事業会計）
- 1 1 専決処分の報告について
- 1 2 専決処分の報告について
- 1 3 専決処分の報告について
- 1 4 専決処分の報告について
- 1 5 専決処分の報告について

議案第 44 号

流山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
流山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月18日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、特定個人情報の保護に関する規定を整備するためである。

流山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

流山市個人情報保護条例（平成14年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「個人情報の開示」を「保有個人情報の開示」に改める。

第2条第1項中「個人に関する情報」を「生存する個人に関する情報」に改め、「得るもの」の次に「(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を特定することができることとなるものを含む。)」を加え、同条中第4項を第8項とし、同項の前に次の3項を加える。

5 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項の特定個人情報をいう。

6 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第2条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

第6条第1項中「(流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)」を削る。

第7条第2項第3号及び第3項第3号中「安全を守る」を「保護の」に改める。

第8条中「目的のために個人情報」を「目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）」に改め、同条第4号中「安全を守る」を「保護の」に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるとき又は本人の同意を得ることが困難であるときは、当該特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。ただし、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を当該特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を当該実施機関以外の者に提供してはならない。

第9条の見出しを「（保有個人情報の提供を受けた者に対する措置の要求）」に改め、同条第1項中「、個人情報」を「、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次条において同じ。）」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（オンライン結合の制限）

第9条の2 実施機関は、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときは、法令等の規定に基づき保有個人情報を提供する場合又は公益上その他相当の理由があると認めて保有個人情報を提供する場合に限り、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。次項において「オンライン結合」という。）により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。

- 2 実施機関は、オンライン結合により保有個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも同様とする。

第2章第2節の節名中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第14条第1項中「公文書に記録された自己の個人情報」を「当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報」に改め、同条第2項中「(以下「法定代理人」という。)」を「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」に改める。

第15条の見出し、同条各号列記以外の部分並びに同条第2号及び第3号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第8号中「法定代理人」を「前条第2項の規定により、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人」に改める。

第16条第1項第2号中「法定代理人」を「第14条第2項の規定により、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人」に改め、同項第3号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、「法定代理人」の次に「若しくは委任による代理人」を加える。

第17条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第6項中「が存在しない」を「を保有していない」に改める。

第18条第1項及び第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第19条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、「法定代理人」の次に「若しくは委任を受けた代理人」を加え、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第20条中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(裁量的開示)

第20条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第15条第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

第21条(見出しを含む。)並びに第22条第1項及び第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第23条第1項中「決定」の次に「又は第39条第1項の他の法令等の規定」を加え、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第24条第1項第2号中「法定代理人」を「前条第2項で準用する第14条第2項の規定により、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人」に改め、同項第3号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第25条第1項、第3項及び第4項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報の提供先等への通知)

第25条の2 実施機関は、前条第3項の規定により保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第26条第1項各号列記以外の部分中「決定」の次に「又は第39条第1項の他の法令等の規定」を加え、「自己の個人情報」を「自己の保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下第28条までにおいて同じ。）」に、「定める個人情報」を「定める保有個人情報」に改め、同項第1号中「又は第8条の規定に違反して利用されているとき」を「、第8条若しくは第8条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項第2号中「又は第9条」を「、第8条の3、第9条又は第9条の2」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第27条第1項第2号中「法定代理人」を「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人」に改め、同項第3号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第28条第1項から第4項まで、第29条第1項第2号から第4号まで及び第38条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第39条を次のように改める。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第 3 9 条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)が第 1 9 条第 2 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第 1 9 条第 2 項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第 4 0 条、第 4 4 条及び第 4 8 条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から施行する。

(流山市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 流山市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 1 6 年流山市条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同条第 4 号中「個人情報」を「保有個人情報」に、「第 1 項」を「第 2 項」に改める。

第 1 6 条中「第 4 項」を「第 6 項」に改める。

議案第 45 号

流山市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月18日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、根拠条項の整理を行うためである。

流山市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

流山市職員の再任用に関する条例（平成１４年流山市条例第３号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）附則第１８条の２第１項第１号」を「厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）附則第７条の３第１項第４号」に改める。

附 則

この条例は、平成２７年１０月１日から施行する。

議案第 46 号

工事請負契約の変更について

市は、平成25年流山市議会第4回定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

平成27年6月18日提出

流山市長 井崎 義治

1	契約の目的	市民総合体育館建設工事
2	変更前契約金額	5,042,952,000円
3	変更後契約金額	5,089,392,000円
4	変更による増額分	46,440,000円
5	契約の相手方	千葉県千葉市中央区弁天一丁目15番1号 株式会社フジタ 東関東支店 支店長 有賀 守哉

参考資料

市民総合体育館建設工事変更概要

1 工事場所 流山市野々下1丁目40番地の1ほか

2 概要

(1) 工事概要 給排水衛生空気調和設備、電気設備を含む建築一式工事

(2) 用途 体育館・観覧場

(3) 構造・規模 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上3階建て

(4) 延べ床面積 10,540.70㎡

(5) 主要室 メインアリーナ、サブアリーナ、武道場等

3 主な変更項目及びその理由

項 目	内 容	理 由
天井仕上り材の施工方法の変更	アリーナの吊天井及びロビーの一部吹抜けの天井施工方法の変更	建築基準法の一部改正に伴い、安全基準に適合させるため変更するもの
建築確認申請に対する指摘内容に対応する変更	躯体等の一部の形状変更（鉄筋・コンクリート工事の数量変更）	確認済証の交付に当たって確認検査機関との協議により変更するもの
	防火区画の取扱いによる防火戸の設置及び防火ダンパー等防火設備の変更	
消防設備の変更	スプリンクラーの追加及びこれに係る配管配線類の追加等	消防本部との協議により変更するもの
バリアフリー法等による指摘内容に対応する変更	一部階段の蹴上形状の変更	バリアフリー法及び千葉県福祉のまちづくり条例に基づく審査過程の協議により変更するもの
フットサル競技対応の変更	アリーナに防球ネット用の金具を追加	競技ニーズの高まりによりアリーナにおいて競技ができるようにするために変更するもの

4 工 期 平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日から平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日ま
で

5 設 計 東京都文京区白山三丁目 1 番 8 号
株式会社 I N A 新建築研究所

東京都品川区西五反田 7 丁目 2 1 番 1 号
株式会社 蒼設備設計

6 施 工 千葉県千葉市中央区弁天一丁目 1 5 番 1 号
株式会社フジタ 東関東支店

議案第 47 号

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月18日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 身体障害者福祉センターを障害の区別なく障害者の誰もが利用できる障害者福祉センターとするためである。

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和５２年流山市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

目次中「身体障害者福祉センター」を「障害者福祉センター」に改める。

第４条第３号中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第５条第１項の表並びに第５条の４第１項第３号及び第２項第３号中「身体障害者福祉センター」を「障害者福祉センター」に改める。

「第６章 身体障害者福祉センター」を「第６章 障害者福祉センター」に改める。

第２５条中「身体障害者福祉センター」を「障害者福祉センター」に、「身体障害者の」を「障害者の」に改め、同条第１号から第３号までを次のように改める。

- （１）障害者の機能訓練及び社会適応訓練に関すること。
- （２）障害者の創作的活動及びレクリエーションに関すること。
- （３）障害者からの各種相談に関すること。

第２５条中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

- （４）講習会等の実施及び場所の提供に関すること。

第２６条各号列記以外の部分中「身体障害者福祉センター」を「障害者福祉センター」に改め、同条第１号を次のように改める。

- （１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４条第１項に規定する障害者
- 第２６条第２号中「身体障害者」を「障害者」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例第２６条各号に掲げる者に係るこの条例の施行の日以後の障害者福祉センターの使用のための申請、使用の許可その他の行為は、規則で定めるところにより同日前においてもこれを行うことができる。

議案第 48 号

流山市福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

流山市福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成27年6月18日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 身体障害者及び精神障害者の福祉手当の額を引き上げるほか、
障害者福祉サービスの充実を図るための財源を確保するため、
福祉手当の対象者を介護保険サービス等を利用していない者で
住民税非課税世帯又は住民税均等割のみが課税されている世帯
に属する障害者とするためである。

流山市福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉手当の支給に関する条例(平成19年流山市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「市長」を「前各号に定めるもののほか、市長」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている障害者又はその保護者若しくは介護者
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第18条に規定する保険給付(同法第41条第4項第2号に規定する短期入所生活介護の利用日数が当該年度を通じて7日以内である場合を除く。)を利用している障害者又はその保護者若しくは介護者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第28条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費(同条第1項第7号に規定する短期入所の利用日数が当該年度を通じて7日以内である場合を除く。)の支給を受け、又は同法第77条第1項第8号に規定する移動支援事業若しくは障害者デイサービスを利用している障害者又はその保護者若しくは介護者

第6条に次の1項を加える。

- 2 福祉手当の支給対象となる障害者が別表に定める障害者の区分の2以上に該当し、かつ、そのいずれもが同表に定める障害の程度の区分に該当する場合は、その者に適用される最も高い額となる区分をもって当該障害者に係る福祉手当の額とする。

第11条第2項中「手当」を「福祉手当」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

障害者の属する世帯(保護者又は介護者が障害者と異なる世帯に属するときは、当該保護者又は介護者の世帯を含む。以下同じ。)のいずれかの者が、福祉手当の支給を受ける月の属する年度(4月分から7月分までの福祉手当にあつては前年度)の住民税の所得割が課されている場合(当該所得割の額から住民税調整額を控除した額が0円以下である場合を除く。)にあつては、当該障害者に係るその年度の福祉手当は、支給しない。

第13条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項第

3号中「受給権者の前年度分の住民税額又は前年の所得の額」を「障害者の属する世帯に属する者の福祉手当の支給を受ける月の属する年度（4月分から7月分までの福祉手当にあつては前年度）の住民税額」に改め、同項を同条第3項とする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

福祉手当の額の算定方法

障害者の区分	障害の程度	月額	算定額の特例
ねたきり身体障害者	—	8,650円	障害者の属する世帯に属する者のいずれかの者について住民税均等割が課されている場合（住民税の所得割の額が住民税調整額以下である場合を含む。）にあつては、左に定める額の2分の1の額とする。
身体障害者	1級	7,900円	
	2級	7,900円	
	3級	6,900円	
知的障害者	重度知的障害者	8,650円	
	Bの1又は中度	7,900円	
	Bの2又は軽度	6,900円	
精神障害者	1級	7,900円	
	2級	7,900円	
	3級	6,900円	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の流山市福祉手当の支給に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく福祉手当の受給権者であつて、施行日においてこの条例による改正後の流山市福祉手当の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第3号又は第4号の規定に該当することにより新条例の規定に基づく受給権者の要件を欠くこととなるも

のにあつては、これらの規定にかかわらず、同日において受給権者とみなし、平成30年3月31日までを限りとして新条例の規定（第5条第3号又は第4号を除く。）を適用する。この場合においては、新条例第13条第1項中「所得割の額から住民税調整額を控除した額が0円以下である場合」とあるのは「住民税額が420,000円にその年度における住民税調整額を加算した額未満である場合」と読み替えて同項の規定を適用する。

- 3 施行日の前日において、旧条例の規定に基づく福祉手当の受給権者であつて、施行日において新条例第13条第1項の規定に該当することにより福祉手当を支給しないこととなるものにあつては、平成30年3月31日までに限り、同項中「所得割の額から住民税調整額を控除した額が0円以下である場合」とあるのは「当該住民税額が420,000円にその年度における住民税調整額を加算した額未満である場合」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 4 前2項の場合における平成28年度における福祉手当の額は、新条例別表に定める障害者の区分及び障害の程度の区分に応じ、同表の月額欄に定める額の2分の1の額とする。
- 5 第2項及び第3項の場合における平成29年度における福祉手当の額は、新条例別表に定める障害者の区分及び障害の程度の区分に応じ、同表の月額欄に定める額の4分の1の額とする。
- 6 前2項の場合における福祉手当の額は、施行日の前日において決定されている福祉手当の額を限度とする。

議案第 49 号

流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例及び流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例及び流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月18日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 公民館及び南流山センターの附属設備にプロジェクターを設置し、その使用料及び利用料金を定めるためである。

流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例及び流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例(昭和44年流山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表のうち3 附属設備及び備品使用料・利用料金の表中ピアノの項の次に次のように加える。

プロジェクター	1台	1	216
---------	----	---	-----

(流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例(昭和56年流山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表のうち2 附属設備利用料金の表中ピアノの項の次に次のように加える。

プロジェクター	1台	1回	216円
---------	----	----	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 51 号

流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
流山市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年6月18日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 市民総合体育館の建替えに伴い、開館時間、休館日、利用料金等の管理の基準を改めるためである。

流山市都市公園条例の一部を改正する条例

流山市都市公園条例（昭和５４年流山市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条の４第２号中「午後９時」を「午後１０時」に改める。

第２条の６中「次に掲げるとおり」を「あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるもの」に改め、同条各号を削る。

別表第１のうち２ 屋内施設の表を次のように改める。

２ 屋内施設

有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称	
流山市総合運動公園	流山市民総合体育館	メインアリーナ
		サブアリーナ
		トレーニング室
		第１武道場
		第２武道場
		ランニングコース
		弓道場
		大会議室
		小会議室

別表第5のうち2 屋内施設等利用料の表を次のように改める。

2 屋内施設利用料

流 山 市 民 総 合 体 育 館	区 分					利用料（１時間当たり）	
						午前 9 時～ 午後 6 時	午後 6 時～ 午後 1 0 時
	専 用 利 用	メ イ ン ア リ ー ナ	入 場 料 そ の 他 これ に 類 す る 金 銭 を 収 受 し な い 場 合	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 利 用 す る 場 合	一 般	6 , 2 4 3 円	7 , 4 9 1 円
小 ・ 中 ・ 高 校 生					3 , 1 2 1 円	3 , 7 4 5 円	
※入 場 料 そ の 他 これ に 類 す る 金 銭 を 収 受 す る 場 合			※ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ 以 外 に 利 用 す る 場 合		1 2 , 4 8 6 円	1 4 , 9 8 3 円	
			ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 利 用 す る 場 合		1 8 , 7 2 9 円	2 2 , 4 7 4 円	
サ ブ ア リ ー ナ		入 場 料 そ の 他 これ に 類 す る 金 銭 を 収 受 し な い 場 合	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 利 用 す る 場 合	一 般	2 , 8 1 7 円	3 , 3 8 0 円	
				小 ・ 中 ・ 高 校 生	1 , 4 0 8 円	1 , 6 8 9 円	
		※入 場 料 そ の 他 これ に 類 す る 金 銭 を 収 受 す る 場 合	※ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ 以 外 に 利 用 す る 場 合		5 , 6 3 4 円	6 , 7 6 0 円	
			ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 利 用 す る 場 合		8 , 4 5 1 円	1 0 , 1 4 1 円	
第 1 武 道 場				一 般	6 5 4 円	7 8 4 円	
				小 ・ 中 ・ 高 校 生	3 2 7 円	3 9 2 円	
	第 2 武 道 場			一 般	6 5 4 円	7 8 4 円	
				小 ・ 中 ・ 高 校 生	3 2 7 円	3 9 2 円	

	弓道場	一般	1, 6 6 5 円	1, 9 9 8 円
		小・中・ 高校生	8 3 2 円	9 9 8 円
	大会議室	一般	4 5 0 円	5 4 0 円
		小・中・ 高校生	2 2 5 円	2 7 0 円
	小会議室	一般	5 0 円	6 0 円
		小・中・ 高校生	2 5 円	3 0 円
区 分			利用料（1 時間あたり）	
個 人 利 用	メインアリーナ	一般	2 5 0 円	
		小・中・ 高校生	1 2 5 円	
	サブアリーナ	一般	2 5 0 円	
		小・中・ 高校生	1 2 5 円	
	トレーニング室	一般	3 0 0 円	
		高校生	1 5 0 円	
	第 1 武道場	一般	2 5 0 円	
		小・中・ 高校生	1 2 5 円	
	第 2 武道場	一般	2 5 0 円	
		小・中・ 高校生	1 2 5 円	
	ランニングコース	一般	2 5 0 円	
		小・中・ 高校生	1 2 5 円	
	弓道場	一般	2 5 0 円	

		小・中・ 高校生	1 2 5 円
区分			利用料（1 時間当たり）
冷 暖 房 設 備	メインアリーナ	全面	3 , 3 4 8 円
		1 / 2 面	1 , 6 7 4 円
	サブアリーナ	全面	1 , 2 3 4 円
		1 / 2 面	6 1 7 円
	第 1 武道場	全室	2 0 1 円
	第 2 武道場	全室	2 0 1 円
照 明 設 備	メインアリーナ	全灯の 場合	1 , 1 2 8 円
	サブアリーナ	全灯の 場合	5 1 2 円

備考

- 1 メインアリーナは 2 分の 1 及び 3 分の 1 に、サブアリーナ及び大会議室は 2 分の 1 に区切って専用利用できるものとし、その利用料は、当該専用利用する割合に応じて算定した額とする。
- 2 休日において、※印の欄に規定する場合の利用料は、この表に定める利用料に 1 0 0 分の 1 2 0 を乗じて得た額とする。
- 3 第 1 武道場、第 2 武道場、弓道場、大会議室及び小会議室を業として利用する場合は、この表により算出した利用料に 1 0 0 分の 3 0 0 を乗じて得た額とする。
- 4 流山市民以外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）及び市内の各種団体以外の団体が使用する場合は、この表及び前項までの規定により算出した利用料に 1 0 0 分の 2 0 0 を乗じて得た額とする。
- 5 施設（別表第 1 の 2 屋内施設の表に定める有料公園施設をいう。以下この項において同じ。）の利用は、施設の範囲を区切る等の措置によりその一部を利用することができるものとし、この場合（第 1

項に規定する場合を除く。)の利用料は、その該当する施設の利用料の範囲内において、利用する部分に応じた面積及び利用形態により、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

6 使用時間を超えて利用する場合の利用料は、この表及び前項までの規定により算出した利用料を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

7 小・中・高校生（高校生を除く。）のトレーニング室の利用は許可しないものとする。

8 小・中・高校生及び一般とは、それぞれ1 屋外施設利用料の表の備考第1項及び第2項に規定する者をいう。

別表第5のうち2 屋内施設等利用料の表の次に次の1表を加える。

3 附属設備利用料

附属設備名	単位	区分	利用料金
電光掲示板	1 式	1 回	5 4 0 円
ポータブルステージ	1 台	1 回	1 0 8 円
プロジェクター	1 台	1 回	2 1 6 円
スクリーン	1 台	1 回	1 0 8 円
マイクロフォン	1 本	1 回	1 0 8 円
温水シャワー	1 台	1 回 1 0 分	1 0 8 円

備考

1 利用料の区分において、その利用時間が示されていないものにおける1回の時間は、利用の許可を受けた時間とする。

2 利用料については、この表に定めるもののほか、2 屋内施設利用料の表の備考第4項及び第6項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の流山市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（流山市民総合体育館に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に供用を開始する流山市民

総合体育館（次項において「新体育館」という。）の利用について適用し、同日前に供用を廃止する市民総合体育館の利用については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後の新体育館の使用のための申請、使用の許可その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。
- 4 改正後の条例に基づく新体育館の管理に必要があると認めるときは、施行日前であっても、新体育館について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定し、当該指定管理者にその管理を行わせることができる。

議案第 52 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成27年6月18日提出

流山市長 井崎 義治

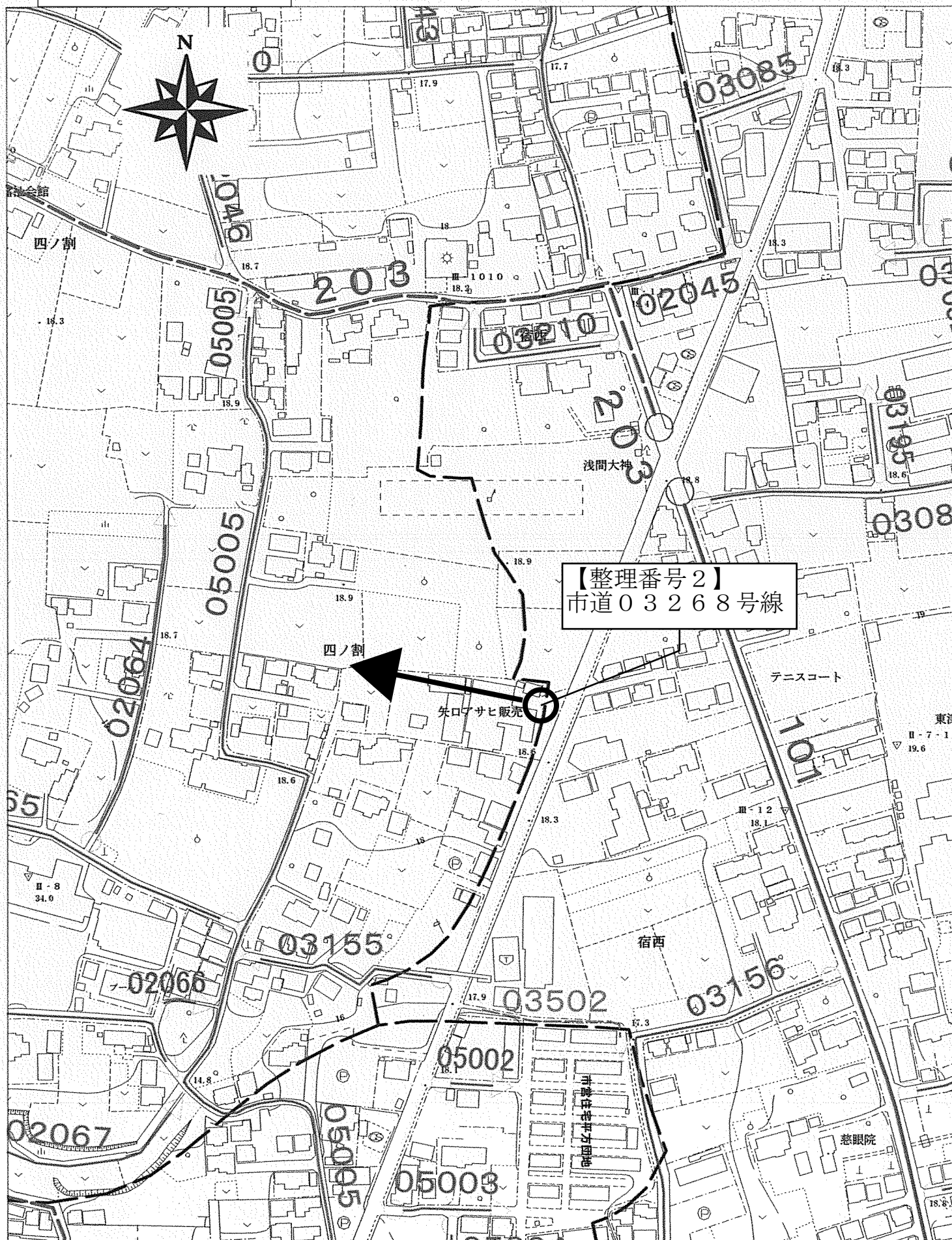
整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	0 3 2 6 7	東深井区画 2 6 7 号線	東深井字甲 1 7 6 番 2 5	
			同 所 同 番 1 9	
2	0 3 2 6 8	東深井区画 2 6 8 号線	東深井字宿西 3 2 番 1 7	
			西深井字四ノ割 2 7 3 番 1 6	
3	0 7 0 4 8	美原区画 4 8 号線	美原 2 丁目 1 4 4 番 2 5	
			同 所 1 4 7 番 1 1	
4	2 5 0 4 5	西初石 1 ・ 2 丁目区画 4 5 号線	西初石 2 丁目 9 1 2 番 1 6	
			同 所 同 番 2 1	
5	2 5 0 4 6	西初石 1 ・ 2 丁目区画 4 6 号線	西初石 2 丁目 9 2 2 番 8	
			同 所 同 番 1 2	
6	2 9 0 2 2	西初石 6 丁目区画 2 2 号線	西初石 6 丁目 1 8 6 番 1 4 2	
			同 所 同 番 1 3 9	
7	3 5 0 6 7	駒木台区画 6 7 号線	駒木台 2 1 4 番 4	
			同 所 2 1 3 番 1	
8	3 9 1 1 7	三輪野山区画 1 1 7 号線	三輪野山 二丁目 3 0 1 番 1 4	
			同 所 同 番 3 4	
9	3 9 1 1 8	三輪野山区画 1 1 8 号線	三輪野山 二丁目 3 0 1 番 4 5	
			同 所 同 番 4 9	
1 0	4 9 0 2 1	流山 8 丁目区画 2 1 号線	流山 8 丁目 1 3 2 1 番 3	
			同 所 1 2 7 5 番 1 2	
1 1	7 1 0 9 6	名都借区画 9 6 号線	名都借字笹堤 3 9 0 番 1	
			同 所 同 番 8	
1 2	7 7 0 5 2	松ヶ丘 5 丁目区画 5 2 号線	松ヶ丘 5 丁目 6 9 7 番 7	
			同 所 同 番 1 6	
1 3	1 9 0 5 6	南区画 5 6 号線	南字西 1 8 3 番 3	
			南字下耕地 4 3 9 番 1	
1 4	3 0 0 5 9	東初石 1 ・ 2 丁目区画 5 9 号線	東初石 2 丁目 2 3 3 番 1	柏市西 原六丁 目
			同 所 同 番 8	

市道路線認定図



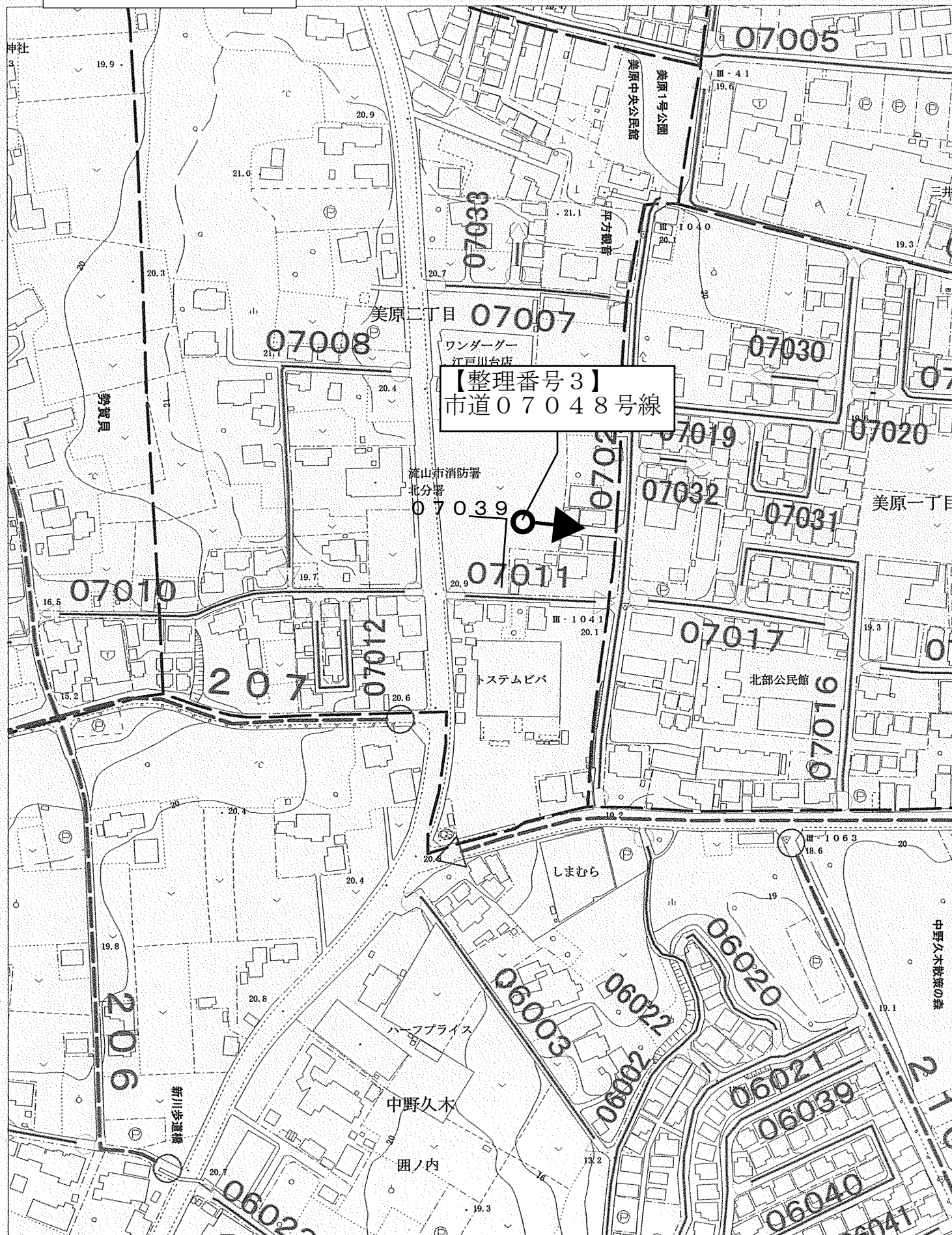
整理 番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
1	03267	東深井区画267号線	71.46	—	71.46	6.01~10.45

市道路線認定図



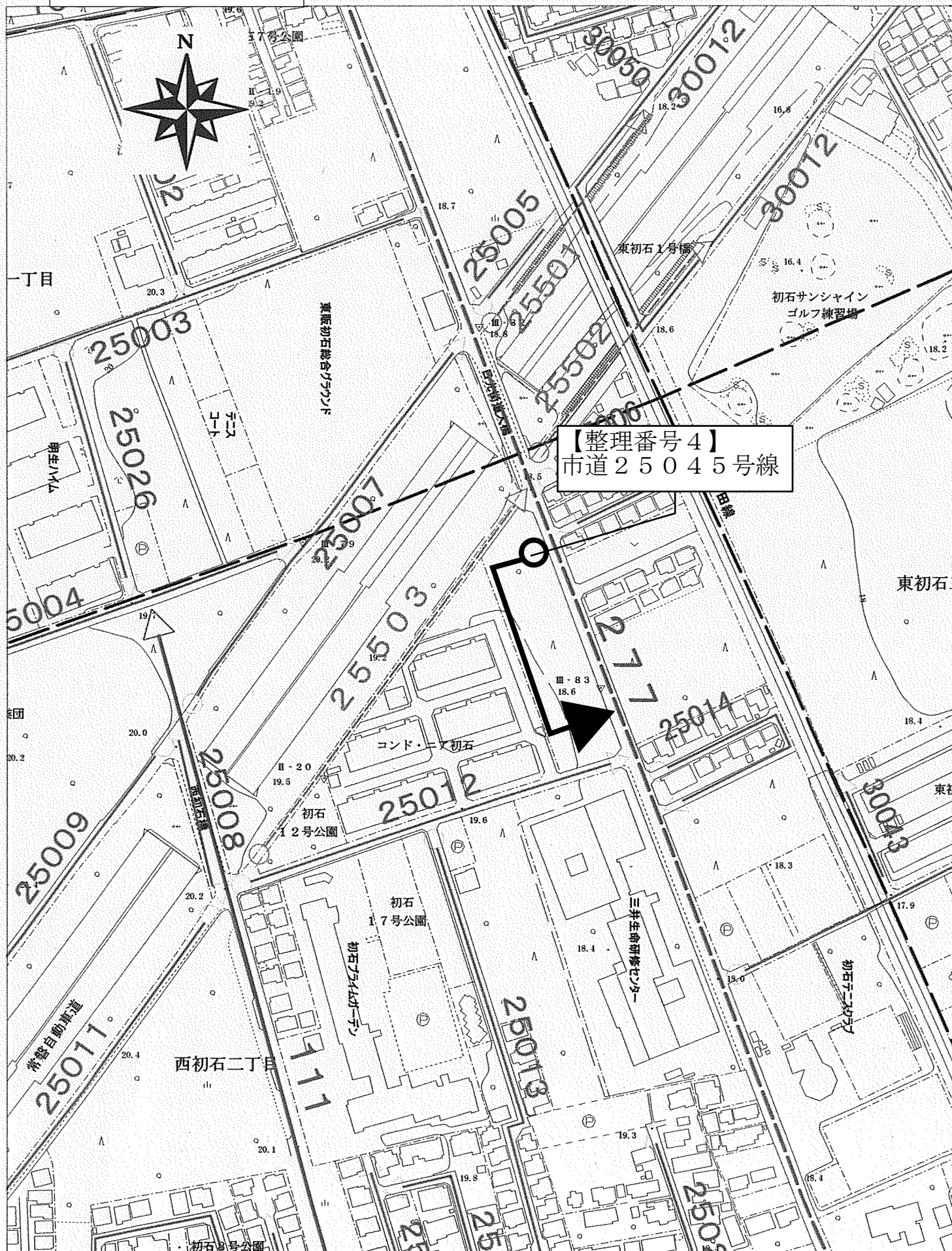
整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
2	03268	東深井区画268号線	66.89	—	66.89	6.01~9.01

市道路線認定図



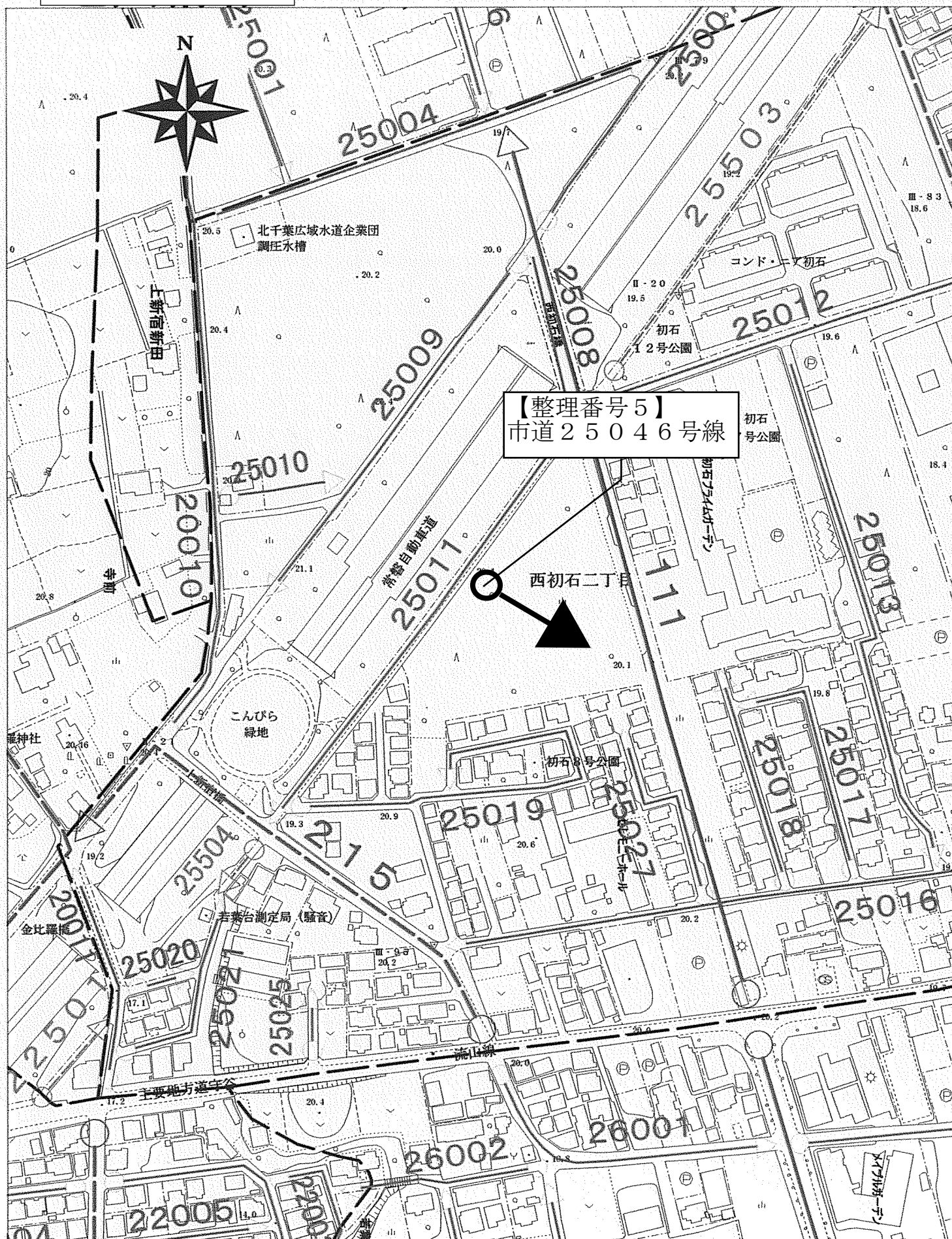
整理 番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
3	07048	美原区画48号線	25.43	—	25.43	5.01~9.08

市道路線認定図



整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
4	25045	西初石1・2丁目区画45号線	89.63	—	89.63	5.00~5.01

市道路線認定図



整理 番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
5	25046	西初石1・2丁目区画46号線	32.89	—	32.89	5.00~15.00